

令和5年 5月 10日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

### 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より、日本医師会宛に、周知協力依頼がありました。

騒音は、労働安全衛生法令における有害要因の1つとされ、事業者は、騒音性難聴を予防するための措置を講ずる必要があるため、労働安全衛生法令及び「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)に基づき、対策が図られてきました。

しかし、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いており、さらなる騒音障害防止対策を進める必要があることから、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ、今般、「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されました。

改訂の主なポイントとしては、下記の通りです。

- ・騒音障害防止対策の管理者の選任を追加
- ・騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加
- ・聴覚保護具の選定基準の明示
- ・騒音健康診断の検査項目の見直し

改訂後のガイドラインに基づく健康管理の円滑な定着を図るためには、医師や健康診断機関等の御理解と御協力が不可欠となっています。

貴会におかれましても、本件についてご理解の上、会員への周知方につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます

※事務局：地域医療1課 (TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875)